

# つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年6月10日(月)午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎2階 第1・第2会議室

3. 出席者

農業委員(8人)

会 長	10番	齊 藤 常 夫
会長職務代理	5番	中 山 雅 史
委 員	2番	萱 橋 敏 男
委 員	3番	飯 泉 秀 夫
委 員	6番	前 島 守 夫
委 員	7番	菊 地 典 夫
委 員	8番	羽 田 茂
委 員	9番	矢 口 剛

農地利用最適化推進委員(9人)

委 員	大 山 謙 吉
委 員	榎 田 実
委 員	文 随 靖
委 員	中 島 一 郎
委 員	小 菅 庄 一
委 員	吉 田 義 博
委 員	豊 島 芳 夫
委 員	羽 田 貞 義
委 員	飯 泉 博

農業委員会事務局職員(3人)

事務局長補佐	石 神 正 夫
主 査	大久保慎太郎
係 長	村 田 晃 良

4. 欠席委員

農業委員

海老原 茂  
栗 原 哲

農地利用最適化推進委員  
飯田 一夫

5. 傍聴者  
なし

6. 議案

議案第1号 農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について

議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について

議案第3号 非農地証明発行可否について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について

②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

③制限除外の農地の移動届について

7. 会議の概要

### 1. 事務局（石神事務局長補佐）

それでは，ただいまより令和元年6月定例総会を開会いたします。

携帯電話等につきましては，電源を切るか，マナーモードにさせていただきますようお願い致します。

それでは，はじめに齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

### 1. 議 長（齊藤会長）

皆さん大変ご苦勞様でございます。田植えの方も一段落したかと思えます。ただ麦を作っている方は雨が降っていますが刈入れの時期で大変忙しくなると思えますし，こういった中で総会に出席していただき誠に有難うございます。又本日の総会には農地利用最適化推進委員の方にも出席して頂いておりまして，本当にご苦勞様でございます。

さて先月の総会以降，農業委員会の各種会議がございました。5月21日，22日に

は茨城県農業会議の農業委員会会長・事務局長会議、そして23日に農業委員会つくば地域協議会総会、27日に全国農業委員会会長大会、30日に農業委員会県南連絡協議会等々の会議がありました。それぞれ令和元年度の活動計画が承認されたわけですが、本来であればここで詳細を報告するところですが時間の都合もありますので割愛させていただきます。

大方の内容は、ご存知の通り農地中間管理事業の5年後見直しがありまして通常国会で承認されたわけですが、農業委員会の組織が農地所有者の意向把握や地域の話し合い活動に積極的に取り組むことを明確化・重点化されたわけであります。これらを踏まえて農業委員会は積極的に地域農業のけん引役として自覚をもって活動していくということであります。

つくばみらい市も、今取り組もうとしている農地の全筆調査を完全実施していく。それから人農地プランへの積極的な参加をして農業委員会としての役割を果たしていきたいと思いますので皆様のご協力をお願いしたいと思います。

本日の総会は、議案6件と報告事項3件となっています。皆様の慎重な審議をお願いしまして、簡単ですが挨拶と致します。よろしくお願いいたします。

## 1. 事務局（石神事務局長補佐）

ありがとうございました。本日は1番海老原茂委員、4番栗原哲委員より欠席の通告がございましたので報告いたします。本日の出席議員は農業委員10名中8名であり、委員の出席人数が定足数に達しておりますので会議は成立しております。推進委員では飯田委員が欠席となっております。9名の出席をいただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっております。以降の議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

## 1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めさせていただきますので、皆様方のご協力をお願いします。まず、議事録署名委員の選出ですが、私議長にご一任していただくことにご異議はございませんか。

（異議なしの声）

異議なしの声がございましたので、早速指名させていただきます。

5番中山職務代理、6番前島委員2名の方に議事録署名委員を選任いたします。

書記は、事務局でお願いします。

それでは議事に入ります、議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局，説明をお願いします。

## 1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は7件となっております。

1ページをご覧ください。受付番号1番，申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は，■■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は367㎡，■■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は25㎡，合計2筆 392㎡でございます。

続きまして受付番号2番，申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は，■■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は440㎡でございます。

続きまして受付番号3番，申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は，■■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は497㎡でございます。

続きまして受付番号4番，申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は，■■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも田，面積は300㎡でございます。

続きまして受付番号5番，申請理由は農作業所建築のための賃貸借となっております。申請地は，■■■■字■■■■番■■■の一部，地目は登記，現況とも畑，面積は477.35㎡でございます。

続きまして受付番号6番，申請理由は自己住宅建築のための使用貸借となっております。申請地は，■■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は12㎡，■■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は487㎡，合計2筆499㎡でございます。

続きまして受付番号7番，申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は，■■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は315㎡，■■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は135㎡，合計2筆450㎡でございます。以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

はい，それでは続いて，現地確認及び書類審査の結果をご報告いただきたいと思います。まず伊奈地区について2番萱橋委員報告をお願いします。



## 1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。続いて谷和原地区について、3番飯泉委員報告をお願いします。

### 1. 飯泉委員

はい、同じく6月3日午後に齊藤会長、矢口委員、私、事務局より岩本局長、大久保主査で書類審査と現地調査を行いました。その結果について報告致します。

まず受付番号6番、こちらについては土地を使用賃貸しての自己住宅建築になります。地図は7ページになります。現地はこちら谷和原庁舎から谷田部方向に向かう土浦野田線のみらい平地区信号のさらに東側のファミリーマートのある信号を左折して北方向に向かいます。そして高架をくぐってすぐにある伊左衛門新田の集落センターを右折した住宅の横になります。こちらの住宅は貸主の住宅ですが、そこに隣接した農地になります。申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。申請者は、申請地2筆 499㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。関係法令、関係機関との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件は満たしていると考えます。

続きまして受付番号7番、地図は8ページになります。こちらの現地は、福岡小学校がございしますが、福岡小学校の裏側から西側に向かう田んぼ地帯に下りる道路、小学校より約200m西方向に向かった隣に接骨院がございしますが、その隣の農地になります。こちらの周辺地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたしました。申請者は、申請地2筆、手前が■■■■の315㎡とさらに奥にあります■■■■の135㎡合わせて450㎡を利用して自己住宅を建築する計画となっております。関係法令、関係機関との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件をすべて満たしていると考えます。皆さん各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

## 1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。現地確認及び書類審査の報告が終わりましたのでこれより審議いたします。まず受付番号1番についてご質問のある方の挙手を求めます。  
(挙手なし)

## 1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので受付番号2番についてご質問のある方をお願いします。  
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

続いて受付番号3番についてご質問のある方お願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて受付番号4番についてご質問のある方お願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので受付番号5番についてご質問のある方お願いします。

（挙手あり）

はい、矢口委員。

1. 矢口委員

■■■■■■■■■■の代表■■■■■■■■■■さん、大体の営農規模をわかる範囲でお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

借入地が約13ヘクタールになります。

1. 矢口委員

全部借入ですか。

1. 事務局（大久保主査）

そうです。個人が■■■■■■■■■■に貸しており借入地の扱いになります。

1. 矢口委員

経営規模、人数は何人くらいですか。

1. 事務局（大久保主査）

理事が2人になっています。

1. 議 長（齊藤会長）

それでは詳しい方に説明してもらいましょう。去年まで同じ組合でやっていました、中山職務代理に分かる範囲で教示願います。

1. 中山職務代理

今、代表をやっている■■■さんと、今回申請地に上がっている■■■さんと、もう一人、3人だと思います。

1. 議 長（齊藤会長）

よろしいですか。

1. 矢口委員

はい。

1. 議 長（齊藤会長）

その他ご質問ありますか。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、続いて受付番号6番についてご質問のある方お願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号7番についてご質問のある方お願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はいありがとうございます。全員賛成により議案第1号につきましては、原案のとおり許可することに決定いたしました。

## 1. 議長（齊藤会長）

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

## 1. 事務局（大久保主査）

はい、議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は6件となっております。9ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積3,700㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■、地目は登記、現況とも畑、面積1,537㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積3,061㎡、合計2筆4,598㎡の自作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■、地目は登記、現況とも畑、面積523㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番■、地目は、登記 宅地、現況 畑、面積は32㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積1,606㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積2,249㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番■、地目は登記、現況とも畑、面積802㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積716㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積854㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番■、地目は登記、現況とも畑、面積2,778㎡、合計8筆 9,560㎡の自作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積3,742㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積980㎡、合計2筆4,722㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号5番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積3,100㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号6番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積620㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積3,200㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積470㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番■、地目は登記、現況とも田、面積3,000㎡、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積686㎡、合計5筆7,976㎡の自作地、契約内容は売買となっております。農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。以上です。

## 1. 議 長（齊藤会長）

はい続いて、現地確認及び書類審査の結果をご報告いただきたいと思います。まず伊奈地区について7番菊地委員報告をお願いします。

### 1. 菊地委員

それでは農地法第3条の規定による所有権移転の許可について6月3日午前9時より行いました、書類審査並びに現地調査について報告します。メンバーは齊藤会長、中山職務代理、萱橋委員、私、事務局からは石神補佐、大久保主査計6名で行いました。

受付番号1番地図は11ページになります。現地は現在作付けされていませんでしたが、水田として管理されていました。申請者は自作地約397アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付する農家です。申請地は、登記現況とも田、1筆3,700㎡で規模拡大のため、農地中間管理機構の特例事業を利用し、売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号2番、地図は12ページになります。現地は、地図の右側の申請地の方は現在作付けしていない状況で雑木がありました。左側は畑として利用されて管理されておりました。申請者は自作地約57アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、野菜を作付する農家です。申請地は、登記現況とも畑2筆4,598㎡を規模拡大のため贈与により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号3番、地図は13ページになります。現在はいずれもきれいに管理されておりました。申請者は自作地約95アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・麦・野菜を作付する農家です。申請地は、登記現況とも畑7筆9,528㎡、登記宅地、現況畑、1筆32㎡の合計8筆9,560㎡を規模拡大のため贈与により譲り受け、麦・野菜を作付する予定であります。

以上のことから、1番から3番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われれます。各委員のご審議をお願いいたします。

## 1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。続いて谷和原地区について、9番矢口委員報告をお願いします。

### 1. 矢口委員

6月3日午後、事務局より岩本局長、大久保主査、そして齊藤会長、飯泉委員、私に

て書類審査と現地調査を行いました。その結果について報告致します。

受付番号4番，地図は14ページになります。丁度JAホールを左に入り平沼地区に入ってハウスが並んでいる通りで水稻が作付けされていた土地でございます。申請者は，自作地と借入地あわせて約2,441アールを耕作しており，世帯員の常時従事者は4名で，水稻・陸稻を作付する大きな農家です。申請地は，登記現況とも田，2筆4,722㎡で規模拡大のため，農地中間管理機構の特例事業を利用し，売買により譲り受け，水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号5番，6番は譲受人が同一人となりますので，一括して説明いたします。地図は15ページになります。十和小学校から日川集落に入った丁度右側になります。申請者は自作地約190アールを耕作しており，世帯員の常時従事者は4名で，水稻・野菜を作付する農家です。申請地は，登記現況とも田6筆11,076㎡を規模拡大のため売買により譲り受け，水稻を作付する予定です。以上のことから，4番，5番については，農機具等も所有しており，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たしていると考えますので，許可しても差し支えないと思われまますので，各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

はい，ありがとうございました。現地確認及び書類審査の報告が終わりましたので早速審議します。まず受付番号1番についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手あり）

はい，飯泉委員。

## 1. 飯泉委員

はい，3番飯泉です。農地の売買に関しまして公社を使った特例事業ということで売買をした方が有利になると思うのですが，この特例事業というのは前に説明を受けた気がするのですが，再度確認させていただきますと，単純な田んぼを作るだけでも特例事業に当たるのでしょうか。あと特例事業は別途それに付随した事業内容がないと公社の方が中間に入らないのでしょうか。

## 1. 事務局（石神事務局長補佐）

私の方から説明します。こちらの売買事業，中間管理機構を通じたの売買になりますが，まず条件がございまして，この事業を使えるのが農振農用地であるということと，農業者が今回の売買を含み当市の基準面積219アールの耕作面積がないとこの事業のは利用できません。メリットとしましては土地の譲渡者は800万円までは譲渡所得

の特例控除が受けられ、買う方に関しては比較的大規模で効率的に使えることとなります。本来田んぼの方が多いのですが田んぼだから畑だからではなく農振農用地であることが条件となっております。

1. 議 長（齊藤会長）

その他ございますか。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので続いて受付番号2番についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて受付番号3番についてご質問のある方お願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手お願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて受付番号5番についてご質問のある方お願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号6番についてご質問のある方お願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、ないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。全員賛成により議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

#### 1. 議長（齊藤会長）

続いて議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

#### 1. 事務局（大久保主査）

議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。

今月の非農地証明願は1件となっております。16ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記，現況とも畑，面積176㎡，■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記，現況とも畑，面積274㎡，合計2筆450㎡でございます。

#### 1. 議長（齊藤会長）

それでは続いて、現地調査及び書類審査の結果をご報告いただきたいと思います。5番中山職務代理報告をお願いします。

#### 1. 中山職務代理

6月3日午前9時から行いました書類審査と現地調査について報告致します。メンバーは先ほど菊地委員から報告のあったメンバーでございます。

受付番号1番地図は17ページになります。間宮林蔵記念館から西に約30mの場所になります。現地はすでに納屋が建ち、ブロック塀と生垣で囲まれている状況でした。申請書類等を審査したところ、昭和54年9月以前から宅地として一体利用されておりました。以上のことから、受付番号1番につきましては、茨城県が発行している農地法関係 事務処理の手引きに記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われれます。以上です

#### 1. 議長（齊藤会長）

はい、それでは早速審議いたします。議案第3号についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

#### 1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。議案第3号について、非農地証明発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

#### 1. 議長(齊藤会長)

ありがとうございます。全員賛成により議案第3号は、原案のとおり非農地証明発行することに決定しました。

#### 1. 議長(齊藤会長)

続いて議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

#### 1. 事務局(大久保主査)

はい、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」をご説明いたします。18ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

まず、新規案件といたしまして、田が4筆8,752㎡、畑が5筆4,728㎡、合計9筆、13,480㎡です。貸し手が5人で、借り手が5人となります。

次に更新案件ですが、田が12筆21,069㎡、畑が3筆9,708㎡、合計15筆で30,777㎡です。貸し手が2人で、借り手が2人となります。

合計では、田が16筆29,821㎡、畑が8筆14,436㎡、合計24筆で、44,257㎡です。貸し手が7人で、借り手が7人となります。権利の設定開始は、令和元年7月1日からとなります。詳細につきましては、19ページから20ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。

#### 1. 議長(齊藤会長)

はい、これより審議いたしますが受付番号2番から15番は文随推進委員が議事参与の制限にあたります。23番、24番は矢口農業委員が議事参与の制限にあたります。したがって3つに分けて審議を進めます。まず、最初に受付番号1番及び16番から22番について審議いたします。

ご質問のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

#### 1. 議長(齊藤会長)

ないようですので採決いたします。受付番号1番及び16番から22番について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

**1. 議長（齊藤会長）**

ありがとうございます。全員賛成により受付番号1番及び16番から22番については、原案のとおり決定いたしました。

続いて受付番号2番から15番について審議いたします。文随推進委員の退席を求めます。

(文随推進委員退席)

**1. 議長（齊藤会長）**

それでは審議いたします。受付番号2番から15番についてご質問のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

**1. 議長（齊藤会長）**

ないようですので採決いたします。

受付番号2番から15番について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**1. 議長（齊藤会長）**

はいありがとうございます。全員賛成により、原案のとおり決定いたしました。文随推進委員の入席をお願いします。

(文随推進委員入席)

**1. 議長（齊藤会長）**

続いて受付番号23番、24番について審議いたします。矢口農業委員さんの退席を求めます。

(矢口委員退席)

**1. 議長（齊藤会長）**

それでは審議します。23番、24番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

### 1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。23番，24番について原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

### 1. 議 長（齊藤会長）

はいありがとうございます。全員賛成により，23番，24番について原案のとおり決定することに致します。矢口委員の復席をお願いします。

（矢口委員復席）

### 1. 議 長（齊藤会長）

以上審議の結果，議案第4号は全件原案のとおり決定いたしました。資料の（案）を削除お願いします。

### 1. 議 長（齊藤会長）

つづいて議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

### 1. 事務局（大久保主査）

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」をご説明いたします。21ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が9筆18,929㎡，畑が10筆，9,979㎡，合計19筆，28,908㎡です。貸し手が5人，借り手が1団体となります。権利の設定開始は，令和元年7月1日からとなります。詳細につきましては，22ページの農用地利用権設定計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。

### 1. 議 長（齊藤会長）

はい，事務局の説明が終わりましたので。これより一括して審議いたします。

議案第5号について，ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」をご説明いたします。

23ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。新規案件のみとなります。田が9筆、18,929㎡、畑が10筆、9,979㎡、合計19筆、28,908㎡です。貸し手が5人、配分を受ける者が3人となります。権利の設定開始は、令和元年7月1日からとなります。詳細につきましては、24ページの農地中間管理事業農用地利用配分計画一覧をご覧ください。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、これより審議をしまいが受付番号12番から19番は中山職務代理が議事参与の制限にあたります。したがって2つに分けて審議を進めます。まず、最初に受付番号1番から11番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。1番から11番について、承認される方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

#### 1. 議 長（齊藤会長）

はいありがとうございます。全員賛成により1番から11番は承認されました。  
続いて12番から19番を審議いたします。中山職務代理の退席をお願いします。  
(中山職務代理退席)

#### 1. 議 長（齊藤会長）

それでは12番から19番を審議します。ご質問のある方の挙手をお願いします。  
(挙手なし)

#### 1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。12番から19番について承認される方の挙手  
をお願いします。  
(全員挙手)

#### 1. 議 長（齊藤会長）

はいありがとうございます。全員賛成により12番から19番は原案のとおり承認す  
ることに決定いたしました。中山職務代理の復席をお願いします。  
(中山職務代理復席)

#### 1. 議 長（齊藤会長）

議案は以上でございます。続いて報告事項に入ります。報告事項3件を一括して事  
務局より説明をお願いします。

#### 1. 事務局（石神事務局長補佐）

はい、それでは報告事項は25ページからになります。「農地法第5条の規定による  
市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」今回、専決処分したものは1  
件になります。受付番号1番、小絹地区の登記畑、現況雑種地の1筆、面積は587㎡  
です。自己住宅建築のための売買となります。

続きまして、「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」議案書  
は26ページになります。今回の合意解約は3件となっております。解約の理由です  
が上記2件は贈与により所有者の後継者及び所有者自身が今後耕作するとのことです。  
残り1件は高齢で体調不良により借人が耕作できないため市内の所有者が今後耕作し  
ていくとのことです。最後に「制限除外の農地の移動届について」です。議案書27  
ページになります。今回1件の届け出があり内容は市が行う福岡地区の道路整備事業

となります。報告案件は以上です。

#### 1. 議 長（齊藤会長）

以上，報告終わりましたので本日の議題はすべて終了しました。以上をもちまして本総会を閉会いたします。ありがとうございました。